

# デジタル・ガバメント推進方針

---

# これまでの電子行政分野の取組の成果

## ( 1 ) 政府情報システム改革

システム数や運用コストの削減など、**政府情報システム改革に大きな成果**

- システム数：2018年度までにシステム数半減という目標に対し、**約62%の削減見込**（1450 556）
- 運用コスト：2021年度までに3割削減という目標に対し、**約29%の削減見込**（削減額1,104億円）

## ( 2 ) IT化・業務改革（BPR）の推進

人事・給与、旅費・会計等の府省共通プロジェクトについて、次官級の推進会議を設けて改善計画を策定。**人事・給与システムについては平成28年度末までに全府省等の移行が完了**

ハローワーク、公的年金、国税、登記・法人設立等の**大規模システムについて業務改革まで踏み込んだ刷新を実施し、3割を超える運用コストの削減を実現**

各府省にサイバーセキュリティ・情報化審議官（副CIO）等を設置（平成28年4月～）。副CIOに対する研修を実施し、実例による学びを提供。また、NISCと連携してセキュリティ・IT人材の育成を推進

## ( 3 ) 国・地方を通じたシステム改革の推進

農地情報公開システムの全国一元化など、**地方自治体も含めたシステム統合の取組**にも着手

政府CIO等が自治体を訪問し、地方自治体における**自治体クラウドの導入を推進**（クラウド導入団体：**842団体**（平成28年4月1日現在、前年より114団体増加））

**『取組の中で得られたノウハウ』**（これまで焦点が大幅に不足していた部分）

### **事実の正しい認識**

（必要な細かさまで実態や問題を徹底的に把握 前提の誤り、業務のばらつきなど問題点の気づき 解決策の発見）

### **幹部の意識改革とトップマネジメント**

### **先行事例から得られたノウハウの共有と横展開**

# 電子行政推進に関する今後の方向性（デジタル・ガバメント推進方針）

～ 今後、更に「有言有実行」を貫く～

- これまで蓄積したノウハウの拡充・横展開を図ることにより、IT化・業務改革の取組を引き続き着実に推進
- これに加え、官民データ活用推進基本法の成立等を受け、行政サービスのデジタル化や、民間サービスとの連携等、これまで以上に国民・事業者の利便性向上に重点を置き、官民データの流通等に資する新たな取組を進めていく必要

➡ 上記を踏まえ、今後電子行政が目指すべき方向性を「**デジタル・ガバメント推進方針**」（平成29年5月30日IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）としてとりまとめ

## 【デジタル・ガバメント推進方針 概要】

### 1 . デジタル技術を徹底活用した利用者中心の行政サービス改革

- サービスデザイン思考に基づく業務改革（BPR）の推進
  - 利用者中心のサービス改革を推進し、すぐ使える、簡単、便利な行政サービスを実現
  - 「デジタルファースト・アクションプラン」に基づくデジタルファースト、ワンスオンリー、ワンストップ等の実現
- デジタル技術に対応した情報提供のあり方の見直し
  - 民間サービスとの連携、プッシュ型の情報発信や情報提供のパーソナル化

### 2 . 官民協働を実現するプラットフォーム

- データ流通を促進する環境の整備
  - オープンデータ・バイ・デザイン、情報システムに関する規格整備、マイナンバー制度・法人番号の活用
- 官民データ活用のためのインタフェースの整備
  - 行政データ・サービスのAPI化、行政Webサイトのデザインやデータ構造等の標準化
- プラットフォームの共用化と民間サービスの活用
  - 府省共通システムの充実・強化、自治体クラウドの推進、民間サービス・民間クラウドの積極活用

### 3 . 価値を生み出すITガバナンス

- サービス改革に対応した推進体制の整備
  - 政府CIOを中心とした横串体制の強化、各府省内の体制整備、地方公共団体におけるITガバナンスの強化
- ITマネジメントの徹底と投資効果の最大化
  - 政府情報システム改革の着実な推進、アウトカム重視のIT投資管理の確立、ITマネジメントの強化等

# 行政手続・民間取引IT化に向けたアクションプラン

- デジタル・ガバメント推進方針に基づき、行政サービス全体の効率化と利便性向上を加速するため、基本的方向や具体的取組などを集中的に記載した「デジタルファースト・アクションプラン(通称)」を策定。
- 今後、概ね1年以内を目途に各種計画の策定を含め、取組を集中的に推進。(「デジタルガバメント推進方針」に基づく「実行計画」に統合)

## これまでの取組

### 行政手続のIT化の推進(2001年～)

「紙から電子への単なる置き換え」、「費用対効果視点の欠如」

### アクションプランの策定と全数調査の実施(2013年～)

## 最近の状況の変化

### 官民データ活用推進基本法の制定(2016年～)

行政手続のオンライン利用の原則化、民間取引のオンライン利用の促進

### マイナンバー制度等IT基盤の本格稼働(2017年～)

## 基本的考え方

「行政手続IT化にあたっての3原則」

マイナンバー制度の徹底活用

### デジタルファースト

個々の手続が一貫してデジタルで完結

原則オンライン利用の推進

サービスデザイン思考に基づく取組の推進

### コネクテッド・ワンストップ

民間サービスも含め、どこでもノ一か所でサービス実現

### ワンスオンリー

一度提出した情報は、再提出不要

本3原則は、規制改革推進会議の「行政手続簡素化の3原則」(「デジタルファースト、書式・様式の統一、ワンスオンリー」)と同じ方向。「行政手続き簡素化3原則」は、短期集中の取組として、IT以外の取組も含めて原則化。本3原則は、デジタル社会を念頭に中長期的な視点で原則化。

## アクションプランの個別項目 概ね1年以内目途に、取組を集中的に推進。

### 横断的な取組に係る項目(7項目)

#### <横断的な計画・プログラム策定>

- 「行政手続オンライン化推進計画(仮称)」の策定
- 地方自治体手続のオンライン利用促進に向けた方策
- 「民間取引オンライン化促進プログラム(仮称)」の策定 など

#### <横断的な制度・システム導入>

- 各種手続きにおける住民票や戸籍の添付の省略化
- 法人インフォメーション等を活用したバックオフィス連携の推進 など

### 個別分野に係る項目(7項目)

#### <行政手続のIT化>

- 住民税の特別徴収税額通知の電子化等
- 社会保険・労働保険関連の電子的申請の推進 など

#### <民間取引を含む社会全体のIT化>

- 株主総会プロセスの電子化
- 不動産取引における重要事項説明のオンライン化 など

# デジタル・ガバメント推進方針に基づく今後の主な取組

## < 主な今後の取組 >

### 【ワンスオンリー】

#### 登記事項証明書の添付省略

- 省庁横断のバックオフィス連携により、登記事項証明書の添付を不要化し、法人設立関係手続を簡素化・迅速化
- 法人登記に加え、不動産登記まで取組を拡大することを検討中

#### 住民票の写し・戸籍謄抄本等提出の原則不要化

- 住民票の写しや戸籍謄抄本等の提出を求める手続を洗い出し、行政内部のバックオフィス連携により、住民票の写し・戸籍謄抄本等の提出を原則不要に

#### 法人番号等を活用したバックオフィス連携

- 法人インフォメーション等を活用した政府機関間の情報連携により、法人関連手続におけるワンスオンリーを推進

### 【BPRの更なる推進】

#### n BPRの着実な推進と政府全体への展開

- サービスデザイン思考等の新たな視点を取り入れつつ、**事実の正しい認識の促進**、**先行事例から得られたノウハウの拡充・横展開**を実施するため、IT総合戦略室及び総務省行政管理局が各府省の取組を支援し、BPRの取組を政府全体に展開・推進
- 府省共通システム（人事・給与、旅費・会計、e-LAWS）や大規模システム等（ハローワーク、公的年金、国税、登記・法人設立、労災保険）のBPRを着実に推進するとともに、新たな分野についても業務・システム改革を展開

### 【デジタルファースト】

#### n 国・地方手続のオンライン原則の実現

- 法定手続の棚卸しを実施し、書面による提出や対面原則等のオンライン化を阻害する制度や慣習を見直し

### 【ワンストップ】

#### n マイナポータルを活用した子育てワンストップサービス

- 妊娠、出産、育児等、子育て関連のサービスについて、マイナポータルを活用したワンストップ化を実現
- 順次、対象分野の拡大を検討

### 【民間サービスと連携した行政サービスの提供】

#### n 政府情報システムのAPI（外部連携機能）整備を推進し、**行政サービスと民間サービスの連携を加速**

- 例：社会保険関係手続と企業内人事労務システムを連携させ、行政への申請書類の作成や提出を自動化

# 今後の取組について

---

# 行政手続等・行政保有データの棚卸しについて

## 行政手続等の棚卸し

- 行政手続等のオンライン化原則を実現するため、本年6月下旬、各府省が所管する行政手続等について、実態を把握するための棚卸し（全数調査）を実施。
  - ↳ 各府省の協力のもと、IT室が中心となり、手続等ごとに、オンライン化の阻害要因（書面・対面規定等）や添付書類の重複等を洗い出し、平成29年度末までに調査結果をとりまとめ。
  - ↳ 上記を踏まえ、見直しの期限や目標値を定めた計画を策定。これに基づき、オンライン化原則に向けた業務の見直し（BPR）やシステム改革を推進。
  - ↳ 上記と並行し、法改正が必要な手続等については、可能なものから平成30年通常国会に法律（第1弾）を提出。

## 行政保有データの棚卸し

- オープンデータの推進に向け、各府省が行政手続等を通じて保有するデータの実態を把握するため、本年6月下旬、データの棚卸しを実施。（上記「行政手続等の棚卸し」とあわせて各府省に照会）
  - ↳ 棚卸し結果を踏まえ、各府省が保有する行政データをリスト化。これをもとにニーズを掘り起し、10月以降、官民のラウンドテーブルを開催し、オープンデータの取組を推進。

（上記棚卸しを踏まえた取組については、本年末以降策定する、電子行政に関する政府横断的な計画や各府省ごとの計画の中に包含する形でとりまとめ、行政のデジタル化を一体的に推進。）

**取組に当たっては、IT総合戦略室及び各府省に棚卸しの実行体制を整備。  
「有言有実行」で着実に成果を挙げることを目指す。**

# 目的（検討の方向性）と調査項目

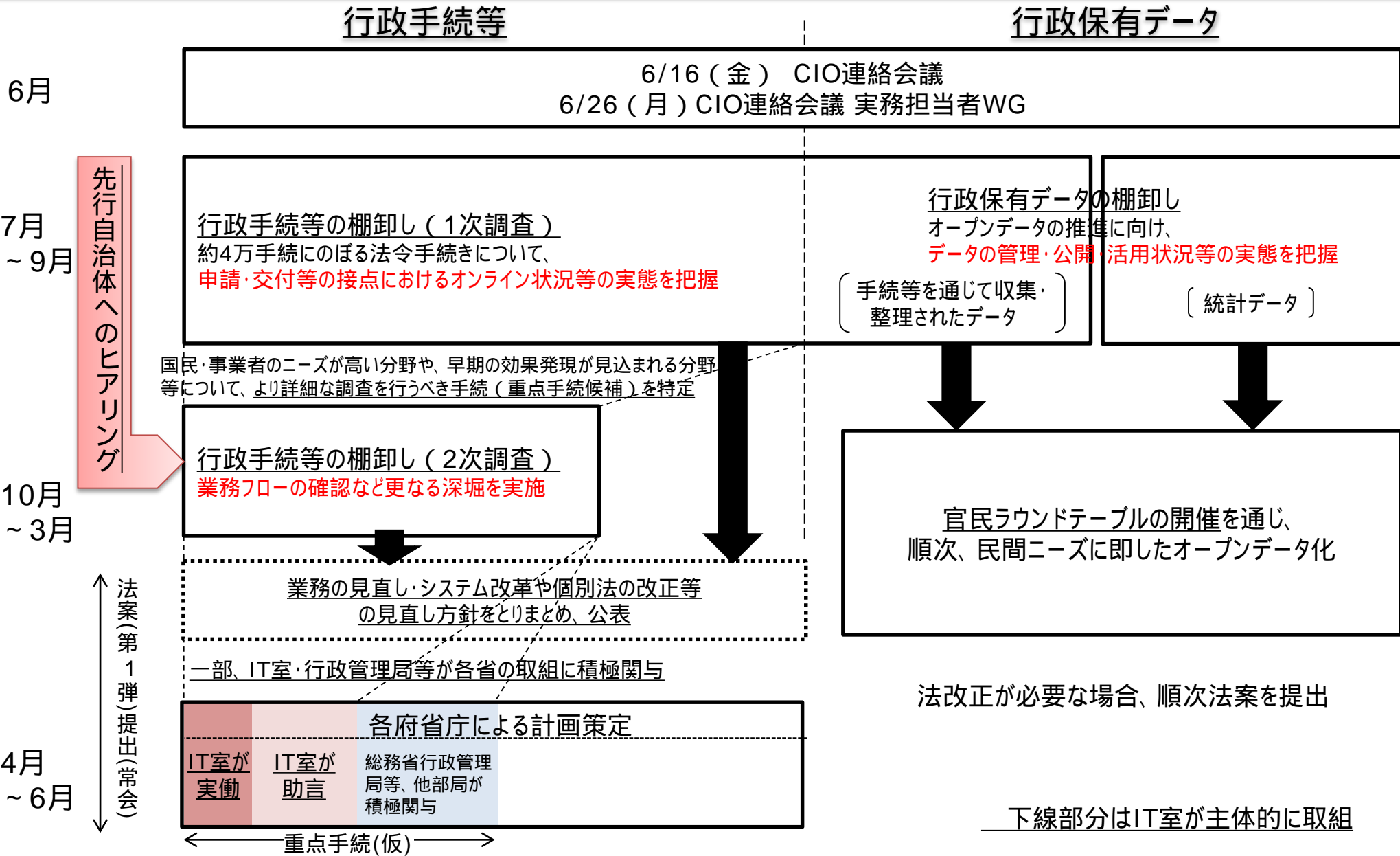
業務や保有データの実態を事実に基づき徹底的に把握・分析。サービスのフロント部分のみならず、内部プロセスを含めた業務フロー全体の見直しに取り組む。

目的 (検討の方向性)	棚卸し(1次調査)項目	棚卸し(2次調査)項目	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>所管府省庁、手続名、根拠法令等</li> </ul>		
オンライン手続の利便性向上 - 手数料の減免 - オンラインの優先処理 - 本人確認の合理化・簡素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン実施状況（業務フロー全体）</li> <li>オンライン阻害要因</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン手続のインセンティブ</li> <li>コスト</li> <li>処理期間</li> <li>本人確認手法</li> </ul>	行政手続等の棚卸し
業務の見直し（BPR） - 手続件数の平準化によるBPR - 手続のまとめり(サービス)としての改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>総手続件数（年間）</li> <li>オンライン手続件数</li> <li>非オンライン手続件数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>月別の手続件数</li> <li>業務フロー</li> <li>手続同士の関連</li> </ul>	
民間サービスと連携した ワンストップサービスの実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報システムの名称・ID</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>API公開の有無</li> </ul>	
添付書類の削減（ワンスオンリーの実現）	<ul style="list-style-type: none"> <li>添付書類の内容</li> <li>住民票、戸籍、登記事項証明書等（×で記入）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>添付書類での確認事項</li> <li>申請様式そのもの</li> </ul>	
オープンデータ化の推進 （官民ラウンドテーブルの開催）	<ul style="list-style-type: none"> <li>データの管理状況</li> <li>データの活用状況</li> <li>データの公開状況</li> <li>非公開の理由 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【1次調査を踏まえ、必要に応じて以下の項目を更に調査】</li> <li>調査業務で得られたデータ</li> <li>その他業務上データベースで管理しているデータ（台帳等）</li> </ul>	行政保有データの棚卸し

赤字は、従前の全数調査では調査していない項目



# 行政手続等・行政保有データの棚卸しに係る業務フロー



業務の見直し・システム改革、必要に応じた法案(第2弾)の提出